

株式会社ケアネット デイサービスセンター川崎運営規程
(通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ケアネットが設置する「株式会社ケアネット デイサービスセンター川崎」(以下「事業所」という)が行う指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態・要支援状態にある利用者に対し、適正な指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業(以下「事業」または「通所サービス」という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

指定介護予防通所介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 通所サービスの実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係自治体、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
5. 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生労働省令第37号)、「指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)に定める内容を遵守し、通所サービスを実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|--|
| ① 名称 | 株式会社ケアネット デイサービスセンター川崎 |
| ② 所在地 | 川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 |
| ③ 事業単位 | 2単位 |
| ④ 定員 | 1単位目 50人(通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業の合計)
2単位目 15人(通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業の合計) |

(事業所の従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 単位目

- | | |
|-----------|----------------|
| ① 管理者 | 1 名 (常勤) |
| ② 生活相談員 | 3 名 (常勤) |
| ③ 看護職員 | 7 名 (常勤又は非常勤) |
| ④ 機能訓練指導員 | 8 名 (常勤又は非常勤) |
| ⑤ 介護職員 | 13 名 (常勤又は非常勤) |

2 単位目

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 管理者 | 1 名 (常勤) |
| ② 生活相談員 | 3 名 (常勤) |
| ③ 介護職員 | 3 名 (常勤又は非常勤) |
| ④ 機能訓練指導員 | 3 名 (常勤又は非常勤) |

- ・管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うと共に、通所サービスの提供に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- ・生活相談員は、事業所に対する通所サービスの利用の申し込みに係る調整、他の従業員に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業員と協力して通所介護計画及び介護予防通所計画書の作成等を行う。
- ・介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務を行う。
- ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 単位目

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ① 営業日 | 祝日を含む月曜日～土曜日 (但し、12月30日から1月3日を除く) |
| ② 営業時間 | 午前9時～午後5時 |
| ③ サービス提供時間 | 営業時間の内、7時間以上
(基本提供時間 9時40分～16時40分) |

(但し、利用者が短時間や基本提供時間の変更を希望する場合は、通所計画書又は介護予防通所計画書で定めた時間とする。)

2 単位目

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| ① 営業日 | 祝日を除く木曜日～金曜日。
(但し、12月30日から1月3日を除く) |
| ② 営業時間 | 午前9時～午後5時 |

③ サービス提供時間 営業時間の内、3時間以上

(基本提供時間 12時45分～15時45分)

(通所サービスの内容)

第6条 通所サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導（相談・援助）、レクリエーション
- ④ 個別機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎

(通所サービスの利用料及びその他の費用の額)

第7条 通所サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスである時は、その1割の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- ① 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に関する費用は、1回につき1,000円を徴収する。
- ② 食費 一食あたり 750円（おやつ代100円含む）
- ③ その他日常生活において通常必要となる費用については料金表の通りとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、中原区（上平間、北谷町、田尻町、大倉町を除く地域）、高津区（下野毛、北見方、坂戸、久本、末長、新作、千年、千年新町、子母口の一部地域）とする。

(衛生管理)

第9条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生、又は感染症がまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が通所サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 通所サービス開始時に利用者の健康状態に異常がある場合、事業者は利用を制限するこ

とができる。

- 3 利用者が飲酒、宗教活動等、公共の場としてふさわしくない行動をとった場合、事業者は利用を制限することができる。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従業者は、通所サービスの提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行い、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の防止策及び事故発生時の対応方法)

第 12 条 事業者は、事故が発生した場合の対応、報告方法等が記載された事故発生時の防止のための指針を整備する。利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに川崎市、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第 14 条 サービスの提供等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
3. 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
4. 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。
5. 事業所は、社会福祉法第 8 3 条に規定する運営適正化委員会が同法第 8 5 条の規定により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

(個人情報の保護、管理)

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護管理に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための「ガ

イダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、通所サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを川崎市に通報するものとする。

(身体的拘束の禁止)

第 17 条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならない。

2. 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨の誓約書を提出させるものとする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社ケアネット代表取締役社長と事業所の管理者が協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成14年6月1日から施行する。
- この規程は、平成14年9月1日から施行する。
- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成17年11月1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年 5月1日から施行する。
- この規程は、平成18年 6月1日から施行する。
- この規程は、平成19年 5月21日から施行する。
- この規程は、平成22年 4月1日から施行する。
- この規定は、平成23年 7月1日から施行する。
- この規定は、平成24年 4月1日から施行する。
- この規定は、平成25年 2月1日から施行する。
- この規定は、平成25年 3月1日から施行する。
- この規定は、平成26年 4月1日から施行する。
- この規定は、平成27年 5月1日から施行する。
- この規定は、平成29年 7月1日から施行する。
- この規定は、令和1年10月1日から施行する。
- この規定は 令和2年 4月20日から施行する。
- この規定は、令和4年 5月1日から施行する。
- この規定は、令和5年 7月1日から施行する。
- この規定は、令和6年 4月1日から施行する。
- この規定は、令和7年 2月1日から施行する。